

選挙管理委員会細則

第1章 目的

第1条 本細則は、生徒会三役および応援団長の選挙の際に、選挙を正しく、公平に行うことを目的とします。

第2章 選挙管理委員会

第2条 本会は、それぞれ学級から選出された男・女いずれか1名の選挙管理委員によって構成されます。

第3条 本会の招集は、選挙管理委員長が行います。

第4条 本会は、次のことを行います。

- ① 選挙日程の作成と選挙公布
- ② 立候補受付および立候補者一覧表の作成
- ③ 立会演説会の開催と運営
- ④ 自由演説会の開催と運営
- ⑤ 投票等に関する細部注意の公布
- ⑥ 投票用紙の準備
- ⑦ 投票会場の設置と管理
- ⑧ 開票および開票結果の公示
- ⑨ その他選挙に関する一般事務や、選挙知識の情報提供等を1年を通して行います。

第3章 選挙権および被選挙権

第5条 関屋中学校生徒会員のすべてに選挙権があり、被選挙権(役員に立候補する権利)は12年生のみにあります。

第4章 立候補および立候補者

第6条 立候補は個人の自由意志に基づきます。

第7条 同一人で同時に2種以上の役員に立候補することはできません。

第8条 立候補する会員は、決められた様式に従い、指定された期日までに責任者とともに選挙管理委員会に届けます。

第9条 立候補者は決められた範囲内で選挙運動をすることができます。

第5章 責任者

第10条 責任者は推薦に責任をもたなくてはなりません。

第11条 責任者は選挙運動の際に立候補者を補助し、又運動内容についての責任も立候補者と共にもちます。

第12条 責任者数は規制しませんが、最高責任者を必要とします。

第6章 選挙運動

第13条 選挙運動を実際に行える範囲は立候補締め切りの翌日から、投票日前日までとします。

第14条 選挙ポスターには選挙管理委員会が検印を押したものの以外、使用できません。

第15条 立会演説会には全員が臨みます。

第16条 立会演説会での演説は会長、副会長、書記長、応援団長とし、同種役員候補の順は抽選によって決定します。

第17条 応援演説は最高責任者が必ず行うものと規制しません。ただし立候補者は、立候補一届け出時に応援演説者名を選挙管理委員会に届けます。

第18条 立候補者は自由演説会の開催を選挙管理委員会に要求することができます。

第19条 自由演説会への参加、不参加は演説側(立候補者、応援演説者)聴取側ともに自由とします。

第20条 選挙ポスターの掲示、撤去は選挙管理委員会の指示にしたがいます。

第21条 投票場は選挙管理委員会が指定します。

第22条 投票用紙は定められたものの以外使用できません。

第23条 投票は1人1票で無記名方法とします。

第24条 投票場の一切の管理は第4条⑦に従い選挙管理委員会が行います。

第7章 開票

第25条 開票は即日開票を原則とし、選挙管理委員会責任のもとで行われます。

第26条 開票の結果、次のようなものは無効とします。

- ① 定められた用紙を使用していないもの。
- ② 定められた以外のことが記入されてあるもの。
- ③ 見わけのつかないようなもの。その他無効の判定は選挙管理委員会が行います。

第27条 開票結果の発表は原則として投票日当日に行います。

第8章 当選、落選の決定

第28条 それぞれの役員候補者中、最高得票者を当選とします。

第29条 対立候補のない場合は、無投票当選とします。ただし、応援演説を含む選挙運動は必ず行うものとします。

(付則)

生徒会役員(三役、応援団長)がその任期中に健康の具合あるいは転校等で役員をおりる場合は同役員内で代行しあいます。